

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の施行については、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)及び新見市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例(平成20年新見市条例第25号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務(以下「業務」という。)に関する事項

(2) 業務を委託する場合の基準

(3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画(同項前段に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画における最初の事業年度の開始の日の30日前までに(法人の成立後最初に作成する中期計画にあっては、法人の成立後遅滞なく)、当該中期計画を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、同条第2項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 中期目標(法第25条第1項前段に規定する中期目標をいう。以下同じ)の期間を超える債務負担

(3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途

(4) その他法人の業務に関し必要な事項

(年度計画の作成及び変更)

第5条 年度計画(法第27条第1項前段に規定する年度計画をいう。以下同じ)には、中期計画に定められた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した

事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度における業務の実績の報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について、新見市地方独立行政法人評価委員会(新見市地方独立行政法人評価委員会条例(平成19年新見市条例第26号)第1条に規定する委員会をいう。第8条において「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3箇月以内に年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法人は、法第29条第1項に規定する中期目標に係る事業報告書においては、中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3箇月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の指定)

第9条 市長は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が見込まれないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 次号に掲げる法人以外の法人 5年

(2) 法第68条第1項に規定する公立大学法人 6年

(剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の用途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」とい

う。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の開始後3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の開始後3箇月以内に、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 前項の納付金の額を納付する場合の納付期限は、市長が別に定める。

(短期借入金の認可の申請)

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書きの規定により短期借入金の認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書きの規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積価額)

(2) 処分等の条件

(3) 処分等の方法

(4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じないと認められる理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(法人の成立の際の償却資産の指定の特例)

2 法人(法第 8 1 条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の成立の際、法第 6 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第 9 条第 1 項の規定による指定があったものとみなす。